

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

一宮町の人口構造は、令和7年2月1日現在、総数12,290人。内65歳以上3,986人となっております。人口全体は減少傾向にあるが、65歳以上の割合が年々増加しており、労働人員不足が町の課題となっております。

一宮町の産業構造は、農林水産業が261戸、産出額12.8億円。製造業が事業所数10事業所、従業員数270人、製造品出荷額等118.8億円。卸売業・小売業が、商店数105店、従業員数595人、年間商品販売額75.63億円であり各業種ともに事業所数、従業員数及び製造品出荷額が、年々減少傾向にあります。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、厳しい経営環境に置かれている町内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るべく新たな設備投資への後押しとし、労働人員の不足を補い、地域経済の活性化を目指す。

これを実現させるため、先端設備等導入計画の年間5件程度の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

一宮町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、小売業などであり、地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、町内産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

但し、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

一宮町の産業は、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

一宮町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、小売業などであり、地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税を滞納している者を除く。
- ・その他町長が適当でないと認めるものを除く。